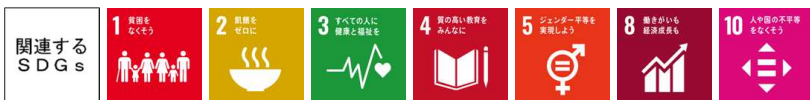


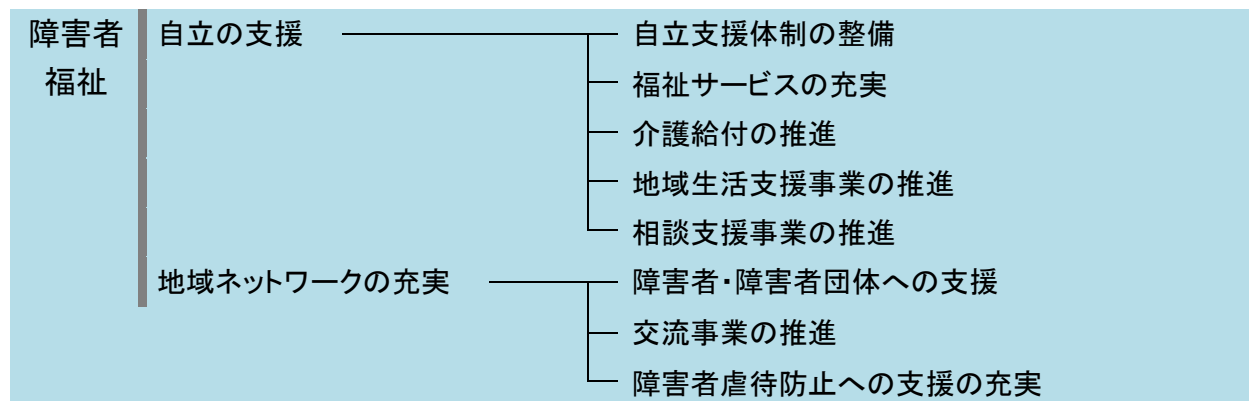
第5節 障害者福祉



現況と課題

- ◆ 障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正に伴い、障害者施設は施設中心のサービスから地域生活中心の新たなサービス体系へと移行がなされ、その趣旨に沿って、障害者自らがサービスを選び・組み合わせ、地域において安心して生活できる体制を整えています。今後も各施設と連携を図り、更なるサービス利用の促進が必要です。
- ◆ 障害の程度や勘案すべき事項（介助者や居住等の状況）を踏まえ、個々に必要な介護給付や日常生活支援が受けられるよう支援を実施しています。サービス利用希望者が増加する一方で、サービス等利用計画を作成する事業所（計画相談支援事業所）の不足といった課題もあります。
- ◆ 2017（平成 29）年 4 月に、地域での相談支援の中核的な機関として、富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を開設しました。社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を持った相談支援専門員を配置し、多種多様な相談への対応体制を整え、障害者やその家族に対する各種の地域生活支援事業を実施しています。
- ◆ 障害者への各種の手当給付や医療費等の助成、障害者団体への補助の拡充、在宅障害児とその家族の一日行楽などを進めてきましたが、引き続き有効かつ適切な福祉サービスの継続実施が必要です。
- ◆ 災害時における障害者等の避難については、一般の避難所では生活に支障をきたすため、福祉避難所の迅速・的確な開設とそこへのスムーズな移送、円滑な運営が必要です。
- ◆ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、2013（平成 25）年 10 月に障害者虐待防止センターを設置し、24 時間体制の整備はできましたが、支援体制の整備が課題となっています。

施策の体系



(1) 自立の支援

①自立支援体制の整備

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の理念である「基本的人権を享有する個人としての尊重」を念頭に、障害者のニーズに合った福祉サービスの実現に向けて、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業における各種サービスの提供、そのための確実な財源確保とサービス体制づくりを、富士北麓6市町村で構成する富士北麓自立支援協議会の中で、各関係機関と連携を図りながら推進します。また、災害時においては、福祉避難所の開設・運営について、円滑に実施できるよう努めます。

②福祉サービスの充実

障害者が身近な場所で日常生活・社会生活を営むために、各施設と綿密に連携を取りながら、様々な障害者のニーズに対応できるよう地域生活支援拠点等の整備、有効利用に努めます。

③介護給付の推進

家族の介護負担を軽減し、障害者が家庭や地域において安心して快適に生活できるよう、生活介護、居宅介護、行動援護、訓練等、「富士吉田市障害福祉計画」に基づいた介護に関する様々なサービスを展開していきます。

④地域生活支援事業の推進

障害者がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営み安心して暮らすことができるよう、医療・教育等の機関とも連携し、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援等、「富士吉田市障害福祉計画」に基づいた様々なサービスを展開していきます。

⑤相談支援事業の推進

富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」を中心に、障害児・者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう支援していきます。また、福祉サービス事業所などを対象とした研修会を開催し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(2) 地域ネットワークの充実

①障害者・障害者団体への支援

障害のある人が地域でその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスとしての各種給付や助成による支援を継続的に実施していきます。また、市内の様々な障害者団体とともに支え合いながら、各地域で障害者の社会参加の促進や健康増進を目的に、研修、情報交換会等の様々な活動を展開します。

②交流事業の推進

富士北麓地域の障害者の交流を推進させるため、また市民が障害への理解と認識を深められるよう、富士北麓障害者基幹相談支援センターを中心に、富士北麓自立支援協議会及び山梨県自立支援協議会と連携しながら、研修会、情報交換会等を実施していきます。

③障害者虐待防止への支援の充実

障害者虐待防止法に基づき、障害者への虐待の未然防止のための支援を行うとともに、通報・届出があったときに迅速に対応できるよう、関係機関や民間団体等との連絡協力体制を整備します。